東小金井駅北口土地区画整理事業　施行予定箇所図（平成21～23年度）

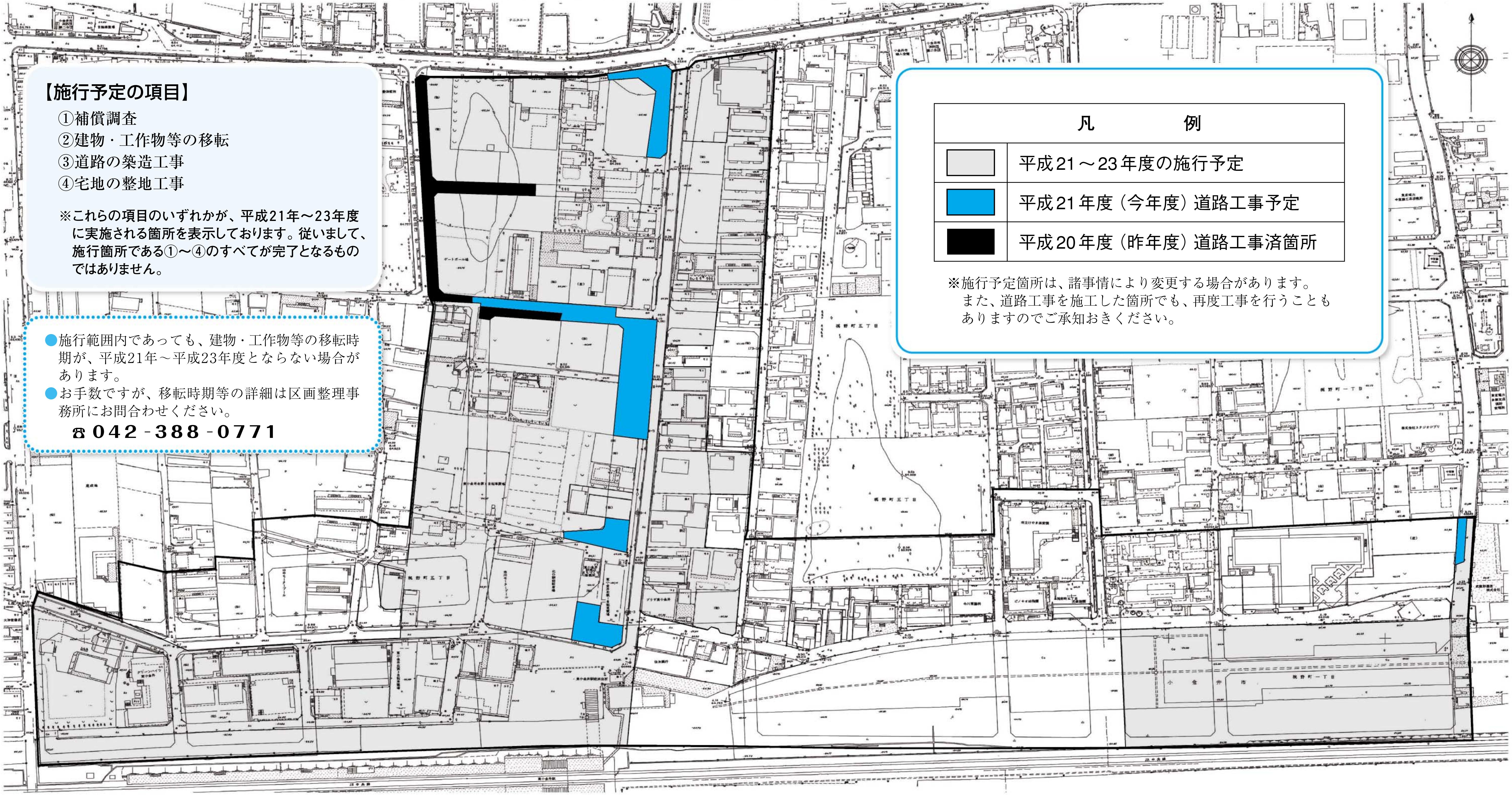

【施行予定の項目】

①補償調査
②建物・工作物等の移転
③道路の築造工事
④宅地の整地工事

※これらの項目のいずれかが、平成21年～23年度に実施される箇所を表示しております。従いまして、施行箇所である①～④のすべてが完了となるものではありません。

- 施行範囲内であっても、建物・工作物等の移転時期が、平成21年～平成23年度とならない場合があります。
- お手数ですが、移転時期等の詳細は区画整理事務所にお問合わせください。

☎ 042-388-0771

凡　例	
（灰色）	平成21～23年度の施行予定
（青色）	平成21年度（今年度）道路工事予定
（黒色）	平成20年度（昨年度）道路工事済箇所

※施行予定箇所は、諸事情により変更する場合があります。
また、道路工事を施工した箇所でも、再度工事を行うこともありますのでご承知おきください。

■東小金井駅北口土地区画整理事業施行予定箇所

上記の図は、今年度の道路工事予定箇所と今年度から平成23年度までの３ヶ年で**①補償調査、②建物・工作物等の移転、③道路の築造工事、④宅地の整地工事**のいずれかを行う予定箇所になります。今後該当される箇所の方につきましては、建物等を事前に調査させていただき、補償額の算定および移転補償に際しての協議を行っていくこととなりますのでご協力をお願いいたします。

なお、建物を実際に移転していただく時期については、建物調査を行ってから、１～数年先の予定となりますのでご理解をお願いします。

■施行内容

①補償調査
補償内容を確認するため、敷地や建物の中に立ち入らせていただき、補償物件を調査し、補償金額を算定いたします。算定後は権利者に補償金額を提示し、内容を説明した上で、ご理解を得て、補償金額に承諾していただきます。

②建物・工作物等の移転
補償承諾後に、権利者の皆様は建物等の撤去、曳家等の工事をしていただきます。

③道路の築造工事
上下水道等の整備や道路を築造します。（仮設工事等を含む）

④宅地の整地工事
宅地となる場所の整備をします。（仮設工事等を含む）

■従前地の建築について

土地区画整理事業区域内で次の行為をされようとする方は、東京都知事の許可が必要になります。
①建築物その他の工作物の新築・増改築・土地の形質の変更
②５トン以上の物件の設置もしくは堆積

建物の移転等の計画がある方については、市に相談していただくようお願いいたします。事業進捗上支障となる場合は、不許可となることもあります。また、許可を得ずに建築等の行為をすると、将来の移転・除却の費用が補償されない場合がありますのでご注意ください。